

【報告事項】

こどもまんなか推進事業について

[こども支援課]

1 事業目的

社会全体で子育てを支える機運の醸成を図るとともに子育て世帯が外出しやすい環境づくりを推進するもの。

2 事業内容

(1) 機運の醸成を図る事業

ア こどもまんなか月間（1 1 月）における周知・啓発

- ①市内電車のラッピング広告
- ②バナーフラッグの掲出
- ③富山駅構内等のデジタルサイネージを活用した広報
- ④広報とやまへの特集記事の掲載

イ 社会全体で子育てを支え、応援する機運の醸成と、市民、企業、団体に「こどもまんなか」な取組を促す事業

(2) 子育て世帯の外出支援

ア 民間事業者が行う置き型授乳室の設置に対する補助

- ・対象経費 授乳施設の設置に必要な経費
- ・補助率 3 / 4
- ・補助基準額
 - (購入の場合) 500 千円 (上限)
 - (リースの場合) リース期間 1 年につき 200 千円 (最長 3 年)

イ 授乳施設やおむつ交換台等の子育て支援施設マップの作成

【報告事項】

放課後児童健全育成ひとり親家庭支援事業について（拡充）

[こども支援課]

1 事業目的

放課後児童健全育成事業を利用している小学1年生から3年生までのひとり親家庭の児童の保護者の経済的負担の軽減を図るもの。

2 事業内容

通常月より利用料が高額となる夏休みの利用料について補助する。

(1) 対象児童

放課後児童健全育成事業を利用している、ひとり親家庭の小学1年生から3年生までの児童（約90人）

(2) 補助額（児童1人あたり）

利用月	補助額
7月（※拡充）	3,000円
8月	5,000円

【報告事項】

児童館施設整備事業（蛭川児童館移転改築）について

[こども支援課]

1 事業目的

老朽化した蛭川児童館について、蛭川公民館と図書館との複合施設として移転改築するもの。

2 事業内容

(1) 整備予定地

富山市赤田 5 0 - 1 他

(2) 施設概要

児童館、健全育成室、公民館、図書館分館

平面図



※児童館は太枠

【報告事項】

第 3 子以降の保育料無償化について（拡充）

[こども保育課]

1 事業目的

第 3 子以降の保育料を所得制限なく無償化することで、多子世帯の経済的負担の軽減を図るもの。

※令和 6 年 4 月から、県内全ての市町村において第 3 子以降の保育料を所得制限なく無償化している。

2 事業内容（拡充内容）

これまで半額に軽減していた年収約 6 4 0 万円以上の世帯の第 3 子以降に係る保育料について、令和 6 年 4 月から無償化する。

また私立保育施設に対して、保育料の無償化に伴う減収分を施設型給付費（運営費）として支給する。

< 参考 >

市立保育施設については、減収となる保育料を、県と市が 1 / 2 ずつ負担する。

【報告事項】

児童手当支給事業の拡充について

[こども福祉課]

1 事業目的

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、保護者に児童手当を支給し、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成を図るもの。

2 事業内容（拡充内容）

(1) 時期

令和6年10月分（令和6年12月支給分）の手当から拡充する。

(2) 内容

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降）
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童	<u>18歳年度末まで</u> の国内に住所を有する児童
所得制限	所得制限あり	<u>所得制限なし</u>
手当月額	(1) 3歳未満 15,000円 (2) 3歳～小学校修了まで 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 (3) 中学生 10,000円 (4) 所得制限以上 5,000円	(1) 3歳未満 第1・2子 15,000円 第3子以降 <u>30,000円</u> (2) 3歳～ <u>18歳年度末まで</u> 第1・2子 10,000円 第3子以降 <u>30,000円</u>
多子加算	算定対象：18歳年度末まで	算定対象： <u>22歳年度末まで</u>
支払期月	3回（2月、6月、10月） ※各前月までの4か月分を支払	<u>6回（偶数月）</u> ※各前月までの2か月分を支払

【報告事項】

児童扶養手当支給事業の拡充について

[こども福祉課]

1 事業目的

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童福祉の推進を図るもの。

2 事業内容（拡充内容）

（１）時期

令和 6 年 1 1 月分（令和 7 年 1 月支給分）の手当から拡充する。

（２）内容

① 第 3 子以降の児童に係る加算額を第 2 子に係る加算額と同額に引上げる。

【子 3 人・全部支給の場合】

（単位：円）

	改正前		改正後
第 1 子分	45, 500		45, 500
第 2 子分	10, 750		10, 750
第 3 子分	6, 450		10, 750
合 計	62, 700		67, 000

② 全部支給・一部支給に係る所得制限限度額を引上げる。

【所得制限限度額表】

（単位：円）

扶養親族 等の数	受給資格者本人（所得ベース）			
	全部支給		一部支給	
	改正前	改正後	改正前	改正後
0 人	490, 000	690, 000	1, 920, 000	2, 080, 000
1 人	870, 000	1, 070, 000	2, 300, 000	2, 460, 000
2 人	1, 250, 000	1, 450, 000	2, 680, 000	2, 840, 000
3 人	1, 630, 000	1, 830, 000	3, 060, 000	3, 220, 000

【報告事項】

こどもインフルエンザ予防接種費助成事業について

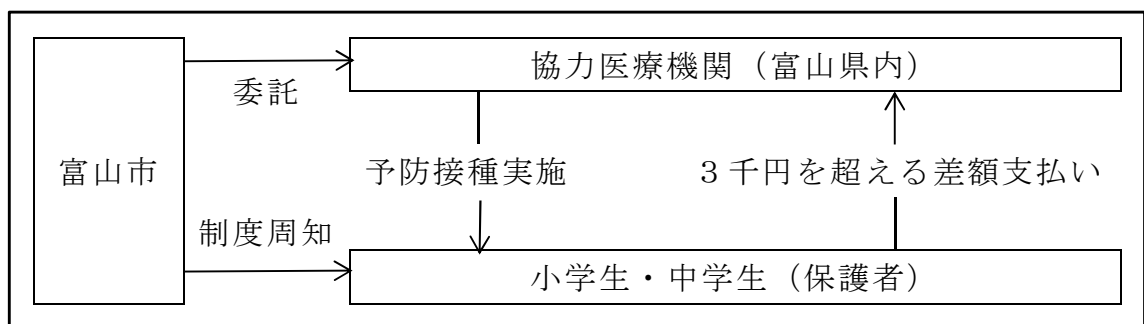
[こども福祉課]

1 事業目的

インフルエンザ流行期間において、こどものインフルエンザの重症化を予防し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るもの。

2 事業内容

- (1) 対 象 者 市内在住の小学生及び中学生
(小学生約 19,000 人、中学生約 10,000 人)
- (2) 対象期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日まで
- (3) 助成金額 1 回の接種につき上限 3 千円
(小学生は 1 人 2 回まで、中学生は 1 人 1 回)
- (4) 助成方法 現物給付



【報告事項】**ひとり親家庭等がんばる受験生応援事業について**

[こども福祉課]

1 事業目的

経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、受験料、模試費用を補助することで、がんばる受験生を応援し、進学に向けたチャレンジを後押しするもの。

2 事業内容**(1) 対象者**

本市が実施する次のいずれかの学習支援事業に登録している高校3年生と
中学3年生

- ① ひとり親家庭学習支援事業
(児童扶養手当受給世帯のこども)
- ② 生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業
(生活保護受給世帯または児童養護施設に入所しているこども)

(2) 補助限度額

- ① 受験料 高校3年生：53千円
- ② 模試費用 高校3年生：8千円
 中学3年生：6千円

【報告事項】**こども家庭センターについて**

[こども健康課]

1 事業目的

令和 6 年 4 月の改正児童福祉法の施行により全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、令和 6 年 4 月 1 日に設置することとなったもの。

2 事業内容

「子育て世代包括支援センター（こども健康課母子保健係及び 7 か所の保健福祉センター）」と「子ども家庭総合支援拠点（こども健康課児童相談係）」の機能を維持した上で、一体的な運営を通じて次のことに関する包括的な支援を切れ目なく、漏れなく提供する。

- （１）妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進
- （２）こどもとその家庭（妊産婦を含む）の福祉

【報告事項】**子育て世帯訪問支援事業について**

[こども健康課]

1 事業目的

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぐもの。（令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴い新設）

2 事業内容**（1）対象者**

- ①保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ②食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ③若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ④その他、事業の目的を鑑みて、市が特に支援が必要と認めた家庭（ヤングケアラー等）

（2）事業内容

市が委託した事業所の訪問支援員が対象家庭を訪問し、状況に応じて次のとおり支援を行う。

- ①家事支援（食事準備、洗濯、掃除等）
- ②育児・養育支援（育児のサポート、外出時の補助等）
- ③子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談助言
- ④地域の母子保健・子育て支援施策等に関する情報提供

【報告事項】

産後ケア事業（民間産科医療機関委託）について

[こども健康課]

1 事業目的

まちなか総合ケアセンター産後ケア応援室において産後4か月までの母親と乳児を対象に実施している産後ケア事業を、新たに民間産科医療機関へ委託して産後1年までの母親と乳児を対象に実施することで、より安心して子育てができる支援体制の充実に努めるもの。

2 事業内容

（1）対象者

産後1年までの母親と乳児

（2）実施内容

ショートステイ（宿泊型）及びデイケア（通所型）

（3）事業開始予定

令和6年7月

【報告事項】

親学講座開催事業について

[子育て支援センター]

1 事業目的

毎年開催委している「お父さん・お母さんの子育て講座」とは別に、父親が参加することに特化した教室を開催することにより、父親の育児参加を促すもの。

2 事業内容

父親とこども向けの運動遊び教室「お父さんと遊ぼう」の開催

(1) 対象

- ①年少児・2歳児とその父親
- ②年長児・年中児とその父親

(2) 参加組数

各回100組程度

(3) 開催日時

令和6年7月7日(日)

- ①13時30分～14時30分
- ②15時30分～16時30分